



JASDAQ

平成 22 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 EMCOM ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 竹内 秀人  
(JASDAQ・コード 7954)  
問合せ先 取締役管理本部長 三井 規彰  
電 話 03-5412-6100

## 「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成22年6月1日付をもって組織変更を実施することに伴い、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について、同日付にて、下記のとおり改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、経営の基本方針に則して、法令と社会倫理を遵守し、会社の業務の適正を確保する内部統制システムの構築に関して、以下の 10 項目を基本方針とする。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社是並びに経営の基本方針を示す「EMCOM ホールディングスグループ行動規範」の徹底を図るため、経営管理本部にコンプライアンスを担当する部署を設け、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
- (2) 経営企画本部に全社的な内部統制体制を整備、構築する内部統制チームを設け、業務プロセスの可視化、適正化を推進する。
- (3) 代表取締役社長が直轄する内部監査室は、全社的な内部統制体制及び業務プロセスの適正性を評価のうえ、改善のための提案を行い、それらの結果を定期的に取り締役に報告する。
- (4) 役職員が法令違反やその疑いのある行為等について、直接通報や相談のできる外部ホットライン(社外弁護士)を設置するとともに、「内部通報規程」により通報者を保護する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る文書を定められた期間保存する。
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制チーム主導により、各種リスクへの対応策を策定し、取締役会に報告する。定期的にこれらリスクの洗い替えを行い、内部監査室は、その対応状況をモニタリングする。
- (2) 代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査役、及び執行役員により編成されるグループ営業会議において、グループ各社に横断的に存在するリスクを共有し、その対応策を協議する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、各事業部門及び管理部門を管掌する執行役員を選任し、業務執行における責任体制を確立させる。
- (2) 毎週開催されるグループ営業会議において、各事業部の業務進捗状況を共有し、経営目標達成のための方策をグループとして協議検討する。
- (3) 業務執行を円滑かつ効率的に行わせるため、職制、組織、業務分掌、権限等に関する基準を各規程に定める。

#### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、必要に応じて子会社の代表取締役会長を兼任し、当社グループの業務執行全般を統括する。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な意思決定は、当社の取締役会が事前承認を行なう。
- (3) 内部監査室は、自ら又は子会社の内部監査担当部門と協働して子会社に対する内部監査を実施する。

#### 6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が求めた場合には、監査役の業務を補助する使用人を置く。
- (2) 当該使用人の任免、異動、評価等の人事権の行使は、監査役会の意見を尊重した上で取締役会が決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、グループ営業会議に出席し、取締役及び執行役員からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令、定款違反その他当社に重要な影響を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告し、また、監査役が求めた場合には、自己の職務の執行状況を随時報告する義務を負う。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

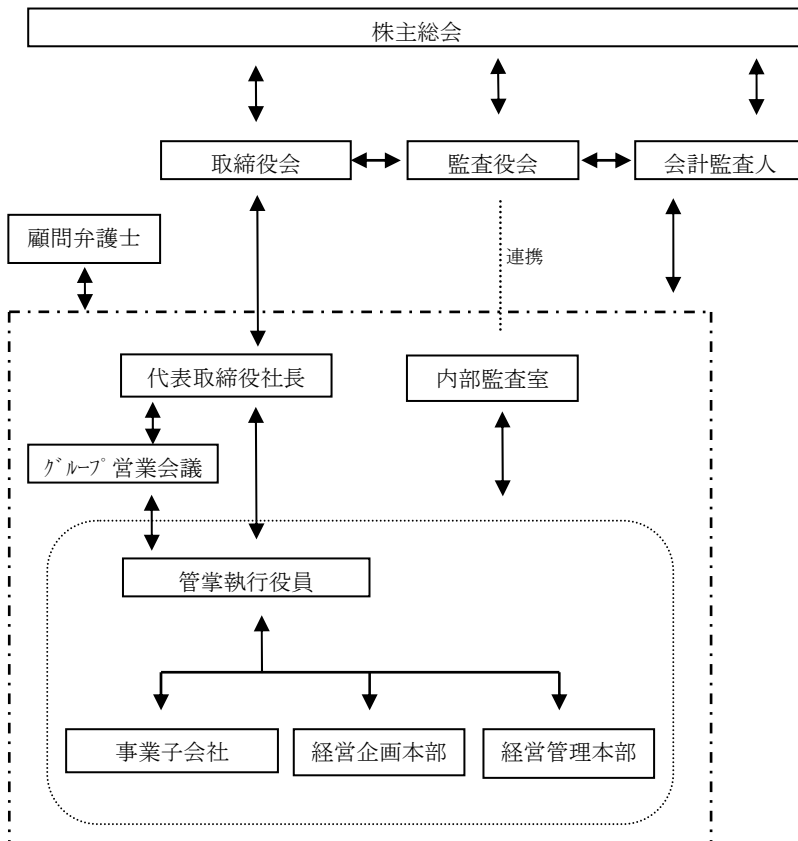
監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、連携を図り監査の実効性を確保する。

#### 9. 信頼性のある財務報告を確保するための体制

- (1) 財務報告の作成にあたっては、法令及び公正妥当な会計基準に準拠した経理規程を定める。
- (2) 代表取締役社長は、信頼性のある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行うとともに、不備事項については適時に改善を実施する。

## 10. 反社会性勢力排除に向けた体制

当社は、コンプライアンスへの重要な取り組みとして、暴力団等の反社会勢力との関係遮断には毅然とした態度で臨む。またその旨をグループ行動規範の中に定め、全役職員への周知を徹底する。さらに、当社は、警察等関連機関を通じて不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行い、事案発生時には、同機関や顧問弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築する。



(ご参考 平成21年3月27日改定「内部統制システム構築の基本方針」)

## 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、経営の基本方針に則して、法令と社会倫理を遵守し、会社の業務の適正を確保する内部統制システムの構築に関して、以下の10項目を基本方針とする。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他関係規程の定めるところにより、経営上の重要な事項について決定あるいは承認するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 社是並びに経営の基本方針を示す「ジャレコ・ホールディンググループ行動規範」<sup>1</sup>を制定し、全役職員に法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを周知徹底する。
- (3) 企業法務と内部監査機能を統合した「コンプライアンス本部」を設置し、全社的なコンプライアンス体制を整備、構築する。具体的には、①電子稟議による事前申請の原則を徹底し、稟議事項の事前審査を行う。②契約書等の法律文書をチェックし、重要文書についてはさらに顧問弁護士が二重チェックする。③全業務プロセスの可視化による適正化を推進する。④社内規程の整備・運用状況及び業務プロセスをモニタリングし、改善のための提案を行う。⑤コンプライアンスに関する社員への啓発・教育を実施する。
- (4) コンプライアンス本部は、定期的に全社的なコンプライアンスの体制整備についてレビューし、その結果を取締役に報告する。
- (5) 役職員が法令違反、定款違反、その他グループ行動規範に違反する行為やその疑いのある行為を発見した場合、直接通報や相談のできる外部ホットライン(社外弁護士)を設置するとともに、「内部通報規程」により通報者を保護する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書等の取扱いに係る規程を定め、取締役の職務の執行に係る以下の重要文書及び重要な情報を、適切に保存及び管理する。
  - ① 株主総会及び取締役会議事録並びにその関連資料
  - ② その他取締役が主催する重要な会議の記録及び関連資料
  - ③ 電子稟議データ
  - ④ その他取締役の職務執行に係る重要な文書
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務に付随して起こりうる定性的リスク及び偶発的リスクを経営企画部がモニタリングし、コンプライアンス本部がこれらのリスクに対する子会社並びに事業部門の対応策の策定及び実施を徹底する。
- (2) 子会社ないし事業部門の個別業務に付随して起こりうるリスクについては、経営企画部が半期ごとに洗い替えを行い、子会社並びに事業部門はコンプライアンス本部の監督のもとこれらのリスクに対する対応策を策定し、取締役会にて審議し、承認を受けるものとする。
- (3) 全社的なリスク管理の精度を上げるため、代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査役、執行役員(管理本部長、コンプライアンス本部長及び子会社代表取締役社長)で編成されるグループ営業会議を開催し、経営上の課題に関する報告並びに対策の協議、策定などの他、グループ内の特定リスク、包

括リスク、潜在リスク等について洗い出しを行うことで、経営への影響度に応じた機動的かつ最適な対応が取れるリスク管理体制の構築を図る。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、代表取締役及び役付役員を選定するほか、当社グループの主要事業部門の統括、あるいは当社グループ全体に係る重要な経営課題の担当等を委任する執行役員を選任し、それぞれに担当する業務をさせる。
- (2) 代表取締役社長は、当社グループの子会社の代表取締役会長を兼任し、当社グループの業務執行全般を統括する。代表取締役社長の諮問機関として、グループ営業会議を設置する。グループ営業会議は、毎週開催するものとし、各事業部の執行状況を把握すると共に、業務執行に係る重要事項につき協議し、代表取締役社長に答申するものとする。
- (3) 執行役員は、代表取締役社長にコミットした担当事業部門の経営目標の進捗を、グループ営業会議において報告し、目標達成のための方策をグループとして協議検討する。
- (4) 業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制、組織、業務分掌、権限等に関する基準を各規程に定める。

#### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会において、当社グループ全体における業務の適正を確保するための基本方針を定め、子会社は、基本方針に則り必要な体制を整備するとともに、グループ経営会議において、グループ内の諸問題の協議、情報の共有を行う。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して必要な経営管理を行うとともに、子会社の重要な意思決定は、その重要度に応じて当社の取締役会若しくは代表取締役社長が審議又は承認を行なう。
- (3) 監査役が主要な子会社の監査役を兼務するとともに、コンプライアンス本部の内部監査担当者が、自ら又は子会社の内部監査担当部門と協働して子会社に対する内部監査を実施する。

#### 6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて監査役の業務を補助すべき使用人を置く。
- (2) 取締役会からの独立性を確保するため、当該使用人の人事考課は監査役が行い、会社がその人事異動、賃金等の改定を行う場合には事前に監査役会の承諾を得ることとする。
- (3) 当該使用人は業務執行にかかる役職を兼務しないこととする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 主要事業部門を統括する執行役員は、グループ営業会議において常勤監査役に対し、資料に基づき業務報告を行う。
- (2) 常勤監査役は監査役会を定期的で開催し、各監査役に対してグループ営業会議の報告内容を伝達する。
- (3) その他、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
  - ① 会社の信用を大きく低下させたもの、あるいはその恐れがある事項
  - ② 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、あるいはその恐れがある事項
  - ③ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ④ 重大な法令違反・定款違反、その他グループ行動規範への違反で重大な事項
  - ⑤ その他コンプライアンス上重要な事項

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、グループ営業会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- (2) 監査役は「監査役会規程」「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づく独立性と権限により、監査に実効性を確保するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と連携を保ちながら監査結果の達成を図る。

## 9. 信頼性のある財務報告を確保するための体制

- (1) 財務報告の作成にあたっては、法令及び公正妥当な会計基準に準拠した経理規程を定める。
- (2) 代表取締役社長は、信頼性のある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行うとともに、不備事項については適時に改善を実施する。

## 10. 反社会性勢力排除に向けた体制

当社は、コンプライアンスへの重要な取り組みとして、暴力団等の反社会勢力との関係遮断には毅然とした態度で臨む。またその旨をグループ行動規範の中に定め、全役職員への周知を徹底する。さらに、当社は、警察等関連機関を通じて不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行い、事案発生時には、同機関や顧問弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築する。

以上

---

<sup>1</sup> 平成 21 年 4 月 1 日付での商号変更により、1. (2) 中にある「ジャレコ・ホールディンググループ行動規範」は、同日以降「EMCOM ホールディングスグループ行動規範」に読み替えております。